

駿遠学園管理組合給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務の目的 駿遠学園は障害児入所施設であり、障害児の食生活を管理するという重要な使命を担っている。児童の入所生活に食事の面から四季折々の変化を持たせながら、個々の児童の身体的状況や嗜好を考慮した食事を提供することを目的とする。
- (2) 業務の名称 駿遠学園管理組合給食調理業務委託
- (3) 発注者 駿遠学園管理組合 管理者 島田市長 染谷絹代
- (4) 委託期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
- (5) 履行場所 〒428-0002 島田市福用112番地 駿遠学園管理組合
- (6) 業務内容 別添「駿遠学園管理組合給食調理業務委託仕様書」のとおり

2 委託料の提案見積上限額

- (1) 委託期間5年間の管理運営費の上限額は122,105,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。（※この金額は、企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。）
- (2) 提案見積金額は、5年間の総額（消費税及び地方消費税を除く。）を見積ること。

3 全体スケジュール（日付は変更する場合あり）

プロポーザル公告、参加申込受付開始	令和7年1月17日（金）
現場見学受入期間（希望者のみ）	令和7年1月24日（金）まで
質問締め切り	令和7年1月28日（火）
質問回答	令和7年1月31日（金）
参加申込書提出締め切り	令和7年1月31日（金）
資格審査結果通知、提案書提出要請	令和7年2月5日（水）
提案書提出締め切り	令和7年2月13日（木）
プレゼンテーション審査	令和7年2月20日（木）
審査結果通知	令和7年2月25日（火）
契約締結	令和7年3月上旬（予定）

4 参加資格要件

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していな

いこと。

- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受け、又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 島田市の令和5・6年度物品購入等入札参加資格名簿に登録されていること。
- (4) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 納期限の到来している国税及び地方税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

5 参加申込書及び提案書等の提出について

参加申込書及び提案書等の提出については、次のとおりとする。

(1) 参加申込書類

- ア プロポーザル参加申込書 1部（様式第1号）
- イ 給食調理業務実績表 1部（様式第2号）
- ウ 会社概要 1部（パンフレット等）

(2) 提案書

提案書には次の事項を記載し提出すること。サイズはA4縦型・横書き・左綴じでなるべく両面印刷とし、様式は任意とする。提出部数7部

- * 会社概要
 - ・経営内容
 - ・業務実績
- * 調理業務提案
 - ・運営方法
 - ・衛生管理体制
 - ・給食材料
 - ・食育推進の考え方
- * 業務体制提案
 - ・組織体制、配置人員
 - ・欠員発生時の対応
 - ・法令遵守
- * 教育及び研修体制
 - ・教育体制
 - ・研修体制
- * 危機管理対策
 - ・事故、災害時の対処方法
- * 価格評価
 - ・見積価格について

(3) 見積書（様式第4号）

見積額は5年間分の総額を記載し、2(1)の上限額（消費税及び地方消費税を除く。）を超えないこと。また、見積書には人件費、被服費、消耗品費等の年度ごとの詳細な積算内訳書（様式は任意）を添付すること。

(4) 提出期限

①参加申込書類…令和7年1月31日（金）

②提案書、見積書…令和7年2月13日（木）

いずれも午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く。）

(5) 提出先

駿遠学園管理組合事務局

(6) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、提出期限の午後5時までに必着のこと。）

(7) 参加資格審査

参加資格の有無を「参加資格審査結果通知書」により通知する。

6 提出書類作成、提出時における留意点

- (1) 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (2) 必要な資格を有しない者及び提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した提案書は無効とする。
- (3) 審査における提案書のうち、指示のある事項に関する説明に当たっては、提案者が作成する図又はイラストを用いることができる。
- (4) 参加申込書及び提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提案書の作成については1社1提案とし、提出後においては、差し替えや再提出ができない。提案書に虚偽の記載等、不正な行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加申込書及び提案書に係る内容は、委託契約候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しないこと。

7 現場見学

調理室等の現場見学を令和7年1月24日（金）まで実施するので、希望者は下記まで電話にて申し込むこと。（土・日曜日、祝日を除く。）

駿遠学園管理組合総務課 0547-46-5911

8 質問、回答

実施要領等についての質問を次のとおり受け付け、駿遠学園ホームページにおいて回答する。なお、電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 受付期間 公告日から令和7年1月28日（火）

午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く。）

(2) 提出方法 FAX又は電子メールにて質問書（様式第3号）を提出すること

(3) 提出場所 駿遠学園管理組合総務課

FAX 0547-46-4389

E-mail sunensoumu@city.shimada.lg.jp

- (4) 回答方法 提出された質問書及びそれに対する回答一覧を作成し、令和7年1月31日（金）に駿遠学園ホームページに掲載する。

9 審査方法

提案書の審査は、駿遠学園管理組合給食調理業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(1) プレゼンテーション日程等

- ア 日 時 令和7年2月20日（木） 午後1時30分から
イ 場 所 駿遠学園 2階 会議室
ウ 内 容 ・ 提案書に基づくプレゼンテーション（20分以内）
・ 質疑応答（10分以内）
エ その他 プレゼンテーションの際にパソコンやプロジェクターを使用するときは、事前に駿遠学園管理組合事務局に連絡し、提案者が準備すること。（スクリーンは当方にて用意。）

(2) 審査基準

評価項目		評価の着眼点
会社概要 (10点)	(1) 経営内容 (2) 業務実績	・ 信頼性を相対評価する。 ・ 業務実績を相対評価する。
調理業務提案 (40点)	(1) 運営方法 (2) 衛生管理体制 (3) 給食材料 (4) 食育推進の考え方	・ 障害者支援施設における給食サービスの考え方、人事管理等を評価する。 ・ 給食材料、調理従事者等の衛生管理を評価する。 ・ 材料の調達及び品質についての考え方及び国産又は県内産を意識した計画であるかを評価する。 ・ 入所者に対する食育の考え方について評価する。
業務体制提案 (30点)	(1) 組織体制、配置人員 (2) 欠員発生時の対応 (3) 法令遵守	・ 現場での組織体制、配置人員、勤務形態等について評価する。 ・ 欠員時の支援体制について評価する。 ・ 個人情報保護及び法令遵守について評価する。
教育及び研修体制の提案 (10点)	(1) 教育体制 (2) 研修体制	・ 社員教育について評価する。 ・ 研修体制について評価する。

危機管理対策 (10点)	(1) 事故、災害時の対処 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒等事故発生時の対処方法について評価する。 ・ 自然災害発生時やその他緊急時の対処方法について評価する。
価格評価 (20点)	(1) 見積価格について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限額以内であること。 ・ 適正な人件費及び業務に係る諸経費であるか。

※ただし、次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ・ 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 提案書等に虚偽又は不正の記載があった場合
- ・ 提出期限を経過した後に提案書等が提出された場合
- ・ その他不正行為があった場合

(3) 契約候補者の選定

採点審査における合計得点の最も高い者を委託契約交渉順位第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。

なお、提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

10 審査結果の通知

審査結果は、令和7年2月下旬（予定）に駿遠学園ホームページにて公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。

11 契約の方法

(1) 契約の締結

契約候補者は、駿遠学園管理組合給食調理業務委託に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整ったところで、あらためて見積書の提出をお願いし、予定価格の範囲内で随意契約を締結する。

優先交渉権者との協議及び見積合わせが不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。なお、交渉権者の提案書の内容を仕様書に反映させる場合があり、その際には仕様書の再調整を行うものとする。

(2) 契約締結日

令和7年3月上旬（予定）

(3) 履行開始

令和7年4月1日（水）

12 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、審査等において必要な場合は複写し使用することがある。

- (3) 契約候補者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、契約候補者の決定を取り消す場合がある。
- (4) 契約候補者が、契約締結までに業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、契約候補者の決定を取り消し、契約を締結しない場合がある。
- (5) 本プロポーザルに係る提案書等の資料作成経費は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 審査の経緯に関する問合せには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。
- (7) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。

13 問い合わせ先

駿遠学園管理組合総務課

所在地：〒428-0002 静岡県島田市福用112番地

電話：0547-46-5911 F A X：0547-46-4389

E-mail：sunensoumu@city.shimada.lg.jp